

一九七七年一月二〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルタビル九〇四 電話 03-3377-4649

FAX (03) 3299-5367

振替 〇〇二〇〇一九一五八四三一 労金 〇〇中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

教育基本法改悪に絶対反対

教育基本法改悪に反対する

関西集会……………2

東京地裁「日の丸・君が代九・二二判決」後の声明

都教委「処分」に断罪……………3

沖繩知事選に糸数氏「出馬宣言」……………4

改憲阻止闘争の飛躍的強化へ

「はばたけ! 9条の心」……………5

11・3 一万人憲法集会の成功を……………6

「春闘」を「春討」にさせないために

飛自由連大の「二〇〇六年春闘総括」……………7

自民党と小泉の五年間……………9

裁判傍聴、「国鉄まつり」にご参加を……………10

学び 話し合い 方針を出す……………11

―労働運動再生への道(下)―……………14

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 980

二〇〇六年一月二一日号

二〇〇六年一月二一日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

教育基本法改悪に絶対反対

なんとかしようとして関西で教育基本法改悪反対の集会を去る九月一七日、尼崎でやりました。関西では教育で始めてのとり組みで不十分なことばかりで心配しましたが約一三〇名集まってくれました。
(教育基本法改悪に反対する関西集会)

殺人事件・自殺・暴力・窃盗など、犯罪がメディアで日夜報道されている。うつ病など精神疾患なども増えている。大人だけでなく、子どもの犯罪もかなり多い。「格差社会」と言われる今日の社会状況と関連しているのだが、これらの現象を利用して政府・与党は「教育はこれでいいのか」「教育基本法を時代に合わせて変える必要がある」と四月末、国会について教育基本法改「正」法案を提出した。

しかし、今日すめられている「構造改革」「教育改革」の中から、政府の改「正」の意図を見抜かなければならない。

その第一は、貧富の差や親の経済力にかかわらず、すべての子どもたちに教育の機会均等と確かな学力をとの現教育基本法の精神を「画一的」と批判し、「個性重視」等と言いつつ、低年齢から「できる子」「できない子」に分けて、学校に競争原理を導入する、能力主義・競争主義である。差別の拡大である。すでに多国籍企業によるエリート中高一貫校もつくられ、公立にも習熟度別学級や飛び級制度、そして学校選択自由拡大のバウチャー制度の導入も検討されている。

その第二は、個人の尊厳、平和と民主主義を大切にしてきた教育を否定し、「国のためなら命を捨ててもいい」と思う人づくりをめざす愛国心教育である。憲法九条を否定し、「軍隊」で集団的自衛権行使ができるように憲法改悪が準備されていることを考えれば、戦争が普通にできる人づくり・国づくりを狙っていることは明らかである。すでに行われている「日の丸」「君が代」の強制や、戦争賛美の「つくる会」教科書の文科省検定パス、「愛国心」通知表などがこれらを物語っている。

第三に、一五年戦争の軍国主義教育の反省に基づく、教育諸条件の確立を主たる任務とした教育行政のあり方を否定し、国家による教育内容介入・教育支配をめざしていることである。「心のノート」という道徳の副読本（国定教科書並み）の配布・強制使用、「日の丸」「君が代」強制及び従わぬ者への処分、「つくる会」教科書の採択誘導行為など、すでに現行第一〇条違反があたりまえになりつつある。

第四に、人民のための教育でなく、これら国家の思うとおりの教育を遂行できる教職員づくりである。改「正」案は「研究と修養」を強調している。「指導力不足教員」の研修、学校評価制度、自己評価制度、そして今「教員免許更新制度」もいわれている。東京の「お上に従わぬ者」への「強制研修」のように、国家の思うとおりの研修と、これに従わぬ教職員を排除する統制である。

小泉内閣の構造改革は多国籍資本の活動の条件づくりの新自由主義政策であり、資本のためなら何でも自由であり、「弱肉強食」によって「格差社会」を生み出している。「二極社会」とも言われている。多国籍資本で活躍できる企業戦士と、黙って働く従順

な労働者を教育でもつくろうとしている。多国籍資本をバックアップする戦争を普通に行うことができる人づくり・国づくりへの大きな転換が、教育基本法改悪であり、憲法改悪である。

安倍次期首相有力候補は、小泉構造改革を継承しつつ、憲法と教育の改悪に力を入れようとしている。臨時国会の早いうちに教育基本法改「正」案を本会議で可決しようを狙っている。

本日の集会に結集した私たちは、この教育基本法改悪に絶対反対である。平和憲法の精神の実現は教育の力によるとしてはいる、その中身を百八十度転換・改悪させてはならない。さらに「反対」の輪を広げ、今日の各県、各界の報告・決意を大切にしながら、平和・人権・民主主義を基調にいろいろな子ども・人民がともに育ちあい、暮らしとともに支えられる、あたたかい共生・連帯の教育と社会を求めるものである。

私たちは、新自由主義の流れに抗し、教育基本法改悪・教育改革による「戦争を普通に行うことができる人づくり・国づくり」を絶対に許さない。

二〇〇六年九月一七日

教育基本法改悪に反対する関西集会

東京地裁「日の丸・君が代九・二一判決」後の声明 都教委「処分」を断罪

本日、東京地方裁判所民事第三六部（難波裁判長）は、都立学校の教職員らが原告となつて、東京都と都教委区委員会（都教委）を被告として、国歌斉唱義務不存在確認等と損害賠償を求めた訴訟（いわゆる「予防訴訟」）について原告らの訴えを全面的に認め、一〇・二三通達を違法とし、①原告らに卒業式等における国歌斉唱の際に、起立・斉唱・ピアノ伴奏の義務がないことを確認し、②起立・斉唱・ピアノ伴奏をしないことを理由にいかなる処分もしてはならないとし、③一〇・二三通達によつて原告らが被つた精神的損害に対する慰謝料の支払いを命ずる、極めて画期的な判決を言い渡した。

本件は、都教委が二〇〇三年一〇月二三日付で、卒業式、入学式等の学校行事において、教職員に対し「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」ことを命じ、それに違反した場合は、懲戒処分を科すとして全国的にみても異常ともいえる「国旗・国歌」を事実上強制する通達（一〇・二三通達）を出したことに起因する。原告ら教職員は、教育現場での「国旗・国歌」の一律の強制は、教職員一人ひとりの思想・良心の自由、教育の自由等を侵害することになるとともに、生徒の思想、良心の自由をも侵害することになるとの思いから提訴に至つたのである。

判決は、義務不存在確認請求、処分差し止め請求に訴えの利益が認められることを前提に、一〇・二三通達の内容が、過去の歴史的事実から、国民の間にさまざまな見解が存する「日の丸・君が代」を教職員に対して一律に職務命令や懲戒処分等の手段をもつて強制するものであつて、憲法一九条の保障する思想・良心の自由を侵害するものであると明確に判示した。

また、都教委による一〇・二三通達とその後の校長らに対する指導名目の締め付けが、卒業式や入学式について、各学校の現場における創造的かつ弾力的な教育の余地を残さないものであることなどを理由に、教育基本法一〇条一項で禁止される「不当な支配」にあたるとした。さらに、判決は、都教委の「不当な支配」の下で裁量の余地なく出された校長の職務命令は、教職員の思想・良心の自由を侵害する「重大かつ明白な瑕疵」があり、違法なものであることを認めた。

今回の判決は、憲法で保障された思想・良心の自由の重要性を正面からうたいあげたもので、わが国の憲法訴訟上、画期的なものである。

また、判決は、今まさに改悪の危機にさらされている現行教育基本法の趣旨を正しくとらえ、行政権力による教育への不当・不要な介入を厳に戒めたものであり、教育基本法改悪の流れにも強く歯止めをかけるものといえる。

都教委は、判決に従い、違法な一〇・二三通達を直ちに撤回し、教育現場での「日の丸・君が代」の強制をやめるとともに、生徒や教職員の自主性、教育の自由を侵害するような教育政策を直ちに改めなければならぬ。

この判決を機会に、われわれの訴えに対し、国民の皆様のご支援をぜひともいただきたく、広く呼びかける次第である。

二〇〇六（平成一八）年九月二一日

国歌斉唱義務不存在確認等訴訟原告団・弁護団
「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会

沖繩知事選に糸数氏「出馬宣言」

九月二六日午後二時半から衆議院第二議員会館で行われた「*憲法破壊の暴走政治を許さない！院内集会集団的自衛権行使容認発言を許さない！改憲手続き法案、教育基本法改悪、共謀罪法案、自衛隊法改悪、海外派兵「恒久法」、テロ特措法延長・イラク特措法延長などに反対します。」という、なが〜い名前の集会に参加しました。

定員七〇人のところ、一五〇人を超す超満員の参加！ 幸い、私は二時二〇分には着いたので、正規に！ 参加票を入手でき、部屋の中のイスに座って、さまざま方たちの熱い！ お話を聞くことができました。皆さんの危機感と闘いの熱い意志からか、部屋の暑いことといったら、私は半そでになっても汗をかいてしまっただぐらいです。共産・社民の両党首、民主党のネクスト法務大臣の平岡衆議員が挨拶し、糸数慶子参議院議員が県知事選の出馬宣言（非公式で）をしました。

糸数さんの「非公式出馬宣言」は素晴らしいものでした。あと四年、参議院議員としての任期を残しての知事選出馬には夫の強い反対があり「やつと三日前に説得できて離婚の危機を乗り越えました」と笑わせながら、「沖繩の米軍基地の固定化か、基地のない沖繩に向かって舵を切るのか、この闘いは、沖繩一県の闘いにどまるものではなく、日本全体の進路にもかかわる闘いです」といわれるのには、深く同感しました。全野党共闘・革新統一候補の実現は、日本国憲法の理想に向かっの政治変革への希望を広げるものです。

問題は都知事選！です。東京でも、沖繩のように素晴らしい候補者を得て全野党共闘・革新統一候補で、押し出すことはできないのでしょうか？ 極右政治屋、民族差別・女性差別・障害者差別主義者、戦争大好ききの石原慎太郎が都知事の座に居座る限り、あの素晴らしい『日の君』強制は違憲・違法の「難波孝一・名判決を教育行政に実現させることは、とても難しいと思うのです。

「平和と人権の都知事か、戦争と差別の都知事か」と都民に選択を迫れる革新統一候補はいませんか？

(M)

「はばたけ！ 9条の心」

11・3 一人憲法集会の成功を

本稿が目に触れるところは、すでに安倍晋三が自民党総裁に選ばれ、国会の首班指名を受けていることだろう。小泉内閣の五年間は、ブッシュの対テロ戦争に追隨して武装した自衛隊を海外に派遣するなど憲法改悪に歯止めを失ったきわめて憂慮される時日であったが、もっと多くの人が安倍政権にはいっそうの危なっかしさを感じているのではないだろうか。

総裁選に臨むにあたって見えてきたのは、「新しい憲法を私たち自身の手で立ち上げていかなければならない」という気負い、憲法とはそもそも何なのかということを一顧だにしない、権力の座にいる思い上がった態度だけであった。わたしたちは、この間のあえて「新憲法制定」という自民党の憲法改正を、もはや「改正」の範疇を越えた現行憲法廃棄、憲法体制破壊の「クーデタ」にほかならないと言ってきた。おそらく安倍晋三という生まれながらのエリートは、こういう批判を理解しようとしなかったのではなく、理解できないのだと思う。「改憲に政治のリーダーシップを発揮するとき」「五年のスパンで改憲」、安倍政権下での憲法をめぐる状況は厳しさを増してくるだろうが、それだけにわれわれの闘いにいっそうの広がり、強化が求められている。さしあたり臨時国会の前半にも強行かと伝えられている教育基本法改悪などを阻止する闘いに全力をあげていかなければならない。

新社会党は、重要段階での首都圏を中心にした国会行動など方針としているが、兵庫や関西からも呼応する行動を具体化していく必要がある。

さて、今年一月三日は日本国憲法が公布されて六〇周年にあたる。例年一月三日は、五月三日の憲法（施行）記念日とともに県下各地で憲法集会が取り組まれてきたが、それぞれに取り組まれてきたこの運動（集会）を何とか一本の大きなものにしていくことができるのか、前々から根強くあつた要望ではあつた。今回「はばたけ！ 9条の心」（憲法集会）が、誤解を恐れずにいえば県内の党派系列を超えた五団体の呼びかけで準備されていることは、周知のとおりだ。なによりも憲法をめぐる情勢がそうさせたのであつて、この集会の開催と直ちに繋がるものではないが、わたしたちは来年の参院選を見据えた護憲の共同、平和への共同をさらに大きく発展させなければならぬと思っている。そういう意味で、ぜひとも「11・3憲法集会」を一人の結集で成功させたい。

八月末、これまで憲法闘争をともししてきた「憲法・兵庫会議」「平和憲法を広げる兵庫県民会議・阪神」「全港湾神戸支部」三団体の代表の呼びかけで、「11・3憲法集会を成功させる会」が発足した。わたしたちは、この集会がワールド記念ホールに溢れるばかりの結集で、今後の憲法改悪闘争に弾みをつけたいと思っている。そのために「成功させる会」では、地域や労組・団体ごとに目標も決め、事前に賛同人を集めることを提起している。ぜひ丁寧に、徹底して取り組んでほしい。

また、この取り組みの中で一〇月に丹波では、「ひょうご丹波・憲法を生かす会」の発足が準備されている。前々から提起している地域ごとの憲法闘争組織をこの際立ち上げてほしい。すでに結成され活動をはじめているところは、さらにその運動・組織を大きくして行ってほしいと思う。「五年のスペインで」という安倍政権の改憲国民投票を迎え撃つ態勢づくりも視野に入れていかなければならないと思うのである。

また、明石ではすでにある地域組織を支えるものとして、労働組合や職場でもその機関だけに頼るのではなく自主的に結集する憲法運動の会・グループをつくってという相談も出ている。「労働組合・労働者円卓会議」が一〇月一五日には労働運動の再建をも意識した交流集会を予定しているが、社会を変革する核である労働者運動の中に憲法闘争を広げていくことも大きな課題となっている。

(門永 秀次、9プラス25改憲阻止市民の会・『新社会兵庫』九月二六日より転載)

「春闘」を「春討」にさせないために

―二〇〇六年春闘総括―

学習・交流・集会の三本柱

私鉄総連は、今春闘に臨むにあたり①大手組合は積極的にベア獲得を目指す、②昨年の轍は踏まない、③事後対処方式でもスト日程を設定する、の三項目を確認した。

一二年ぶりに「不満な場合はストライキ」という方針を打ち出した。京成労組も私鉄総連の春闘方針を支持し闘いを進めた。しかし、大手私鉄では、バスの分社化をはじめ、駅業務、技術部門の分社、外注化が拡大し雇用形態も正規社員から非正規社員の拡大など、闘いを支える仲間の団結が分断されてきている。

春闘でも個別交渉が、すでに浸透してしまい、企業の業績に応じた賃上げが導入されてきている。この様な中で闘いたくても闘うことはできない。

連合の春闘方針は「企業は日本社会の安定帯であり、雇用の安定、労使協議、成果の適正配分という生産性三原則」と、従来の考え方であり「業績反映は一時金」という総額人件費抑制の壁を打ち破ることはできなかった。

京成労組は、私鉄総連の春闘方針に基づき、職場から精一杯闘いを進めた。組織内外の交流、諸集会への積極的参加、労働学校、ステッカー、横断板の掲出、団結腕章の着用など、学習・交流・集会の三本柱をあきらめることなく取り組んだ。

結果、賃上げについては昨年同様だったが、バス部門で新社員の年間臨時給が額から月数協定化となるなど成果はあった。しかし今回初めて「一時金」が導入され、春闘でのベア獲得にこだわる闘いが課題となった。

あらためて〇六春闘総括の討論が、一歩前に出た総連春闘方針、各単組の闘いが「春闘」を「春討」にさせないために大切になっている。

平和なくして労働運動なし

私鉄総連第七三回定期大会は、七月一二日から一三日の日程で滋賀県大津市民会館

に全国から私鉄の仲間一二〇〇人が集まり開催された。大会を代表して挨拶に立った設楽委員長は平和問題について、「来年一月に私鉄総連結成六〇周年を迎えますが、その四ヵ月後に憲法も制定六〇周年を迎えます。日本が平和であったのは、平和憲法があっただけではありません。平和を守る運動があったからです。人間社会が発展する基本は平和であることです。私たちの働く私鉄バス、ハイタク産業は、まさしく『平和産業』ですし、平和でなければ労働運動もありません」と挨拶された。

今大会で退任される設楽委員長の後を受けた宮下新委員長も、憲法九条をしっかりと守る運動、交通政策闘争、組織拡大の取組みなど、一丸となって進めていくとの決意が話された。

大会討論では全体で二六人が発言に立った。春闘では「〇七春闘での考え方について、基本給を上げていくための総連としての考え方を聞かせてほしい」などが出された。交通政策では「規制緩和の弊害から、ますます厳しい状況に追い込まれている私鉄バス、ハイタク産業を取り巻く実態」。平和憲法を守るための取組みの更なる強化を求める意見。組織強化、拡大の取組みでは「非正規労働者の組織化対策、準組合員制度、条件の異なる正社員」などに質疑があった。

京成からは四人の代議員が発言された。春闘、平和憲法と選挙闘争、交通政策、安全対策について質問された。とりわけ平和憲法と選挙闘争について、自民党は、「新憲法草案」を発表し、改正する手続きを決める「国民投票法案」を、先の国会に提出、継続審議となった。教育基本法改正法案も同様の扱いとなっている。焦点は憲法改悪を阻止する闘いである。方針案では、民主、社民両政党との「協力、共闘関係を強めていく」とあるが、民主党は憲法問題について態度があいまいである。私鉄総連は民主党に対してどう働きかけているのか、又、連合は憲法改悪に反対する具体的な取組みを提起していない。平和は労働組合にとって最も大切な条件であり、護憲の運動の先頭に立つ方針提起を願いたい。

これに対する本部答弁は、私鉄総連は、「憲法改悪に反対する」という態度はかわらない。連合に対しては、憲法問題でコメントをだし、明確な態度を示したところ、かなりの数の激励FAXが届いた。このような姿勢を貫いていく。民主党とのことは各地連と検討していきたい。衆参両院選挙については、単組・地連からの推薦がだされから、総連が推薦をする、との答弁がされた。

「臺石安全」より「予防安全」

安全問題の質問では、四月二五日、JR西日本尼崎事故から一年、追悼集会で、「JR西日本と警察までもが、何両目で亡くなるうと、衝撃死、出血死などにこだわったってしようがないでしょうと信じられない言葉が返ってきた。あの事故からJR西日本が変わったことは、日勤教育でバカ・アホという言葉が消えたことだけ、不安全の体質は変わっていない」と悲痛な訴えが心に残った。私鉄の職場は何が変わったか。事故の教訓など微塵もなく処罰が厳しくなった。運転士にプレッシャーを与える厳罰主義が非難されたにもかかわらず、多くの組合と交流をしてその実態は共通している。事故を当事者責任に転嫁させないことは、各組合が求める課題になっている。鉄道

事故の教訓から多くの安全面が改善されてきた。しかし、それは全て「墓石安全」で、あらゆることを想定した「予防安全」になっていない。真の安全を目指すために、職場実態に根ざした「安全を追求する」対策を求めたい。木部答弁では「運輸士の資質検討委員会」に意見反映を行っていく。産業労使会議の中でも総連の主張をしているが、教育などが労務管理に使われないか、日常的にチェックをして、今後も監視していくべきである。

今、職場では

七〇年代当時の日経連会長桜田は、「政治が混乱していても警察、官僚がしっかりしており、労働組合の労使が安定していれば政治は保たれる」と言い放った事を思い出す。職場を資本の手に委ねるのか、労働組合の団結に委ねるのか、いわば職場支配を許さない職場闘争をかつての総評は重要視した。

四月二五日J R西日本福知山線で脱線事故が発生し、一〇七名死亡者、五〇〇名に及ぶ負傷者を出し尊い命が奪われた。この事故で明らかになった事は、職場における命令と服従、日勤教育、賃金カット、安全無視の実態が浮き彫りにされ、あらためて、がんじがらめにされた職場労務管理の実態が明らかになった。何故この様な事故が起きてしまったのか。言うまでもないが分割民営化以降、職場でおかしい事はおかしいと会社に要求を突き付ける国労組合員を排除してきた結果でもある。

J Rだけでない。昨年の総選挙での争点は郵政民営化にイエスカノーかであった。結果は自民党圧倒的過半数で終えた。では肝心の郵政職場組合員はどうか。怒る人よりやむを得ないと答えていたと言う。賃金差別、能力主義、人事交流など職場で物もいえない状態が進んでいる。

新自由主義に基づく経済活動は言うまでもなく、市場原理「勝ち組」「負け組」を作り、弱者切り捨て、強い者だけが生き延びる社会構造が続いている。その事の展開が、職場生産点で進めない限り経営者失格の烙印を押されてしまう。不安定雇用の拡大、フリーター、パート、アルバイト、嘱託、契約社員の増大は、九五年から一〇年経過した今日確実に進められている。これと同時に労務管理も手をかえ品をかえ進められている。

総額人件費の削減、職場支配としての労務管理は、労働者を資本の側に組織するか、労働組合に組織するかは、力関係であり、働く者の立場での学習と職場闘争が不可欠であり、そのための言い続け闘い続ける仲間を作る以外にうまい手はありません。京成に於ける労務管理も着実に進められている。運輸職場では、少人数研修を通じたの接遇教育、旅客からの苦情、メール、過走(オーバー・ラン)、遮光幕の開放、B M K運動の推進、技術職場に於けるK Y T運動の推進(点呼時に安全唱和)の強要等、福知山線事故を機に、社会的に公共輸送に携わる人に対する監視の目が強まっているとして本来の安全対策(企業としてのハード面の強化)を後回しにし、労働者の働き方、モラルミスを徹底的にたたくことで乗り切ろうとしている。いわば働く者同士を競争させ、差別し、ものわがりのいい職場体制を築きあげること必死である。バス労組では、アルコール・チェック、マイク活用、苦情、モニター制度の導入、

接遇等、働く者のプライベートも管理され、二四時間仕事優先で生活しなければならない状況が続いている。

点検・摘発・要員・安全守る

九九年に提案された「第一次電車支部合理化」から隔年ごとに第三次までにわたる合理化により、三〇五名の人員削減があったが、今年七月の調査では組合員が四四二名減っている。このため要員の採用ストップ状態が続き、運輸職場ではポスト職の配置が枯渇しかねない問題がある。技術職場では、九八年の現業の高卒採用以降、新規採用なしの職場や工務分会の本課系では、三一歳が一番若い組合員であり、全職場で要員要求が切実な課題となっている。

日本経団連が指針とした多様な雇用形態の実践は、京成の職場にも導入され、駅務職場には五七名、車両職場には三二名の嘱託社員となっている。又、正社員の削減に加え、年金制度の改悪に伴い再雇用者も増え続けている。

更に人員削減と合わせて労働条件の改悪も進み、精一杯の闘いの結果とはいえ、職場の労働条件が後退し、健康が脅かされ、現代病といわれる精神疾患の増加は、早急なメンタルヘルスの対策が求められている。

合理化の結果が、要員削減、技術職場の区・分区の統廃合や職種の統合に現われている外注化により、連続して請負業者によるミスが起きるなど、公共輸送機関の最も大切な安全が脅かされ、サービスの低下も続いている。

その一方で、仕事上のミスや事故に対して会社は、厳罰主義で臨んできており、組合員を取り巻く状況は、公共輸送機関の安全運行を担う誇りや生きがいを疎外し、将来展望を失わせている。鉄道事故で犠牲になるのは乗客と鉄道員・組合員であって、安全問題とその闘いは、利用者と働く者にとって自らの生命と安全を守る課題である。

JR西日本の尼崎事故をはじめ、航空機のトラブル、エレベーター事故などが多発している。乗客の意識や要求も大きく変化してきており、目先のサービスよりも「公共輸送の基本である安全確保をしっかりせよ」という声が大きくなっている。

その意味で労働組合のチェック機能が問われている。職場からの点検・摘発・要員・安全を守る反合理化の強化以外に解決の道はありません。

(二〇〇六・九、京成労組・大嶋 甲三)

自民党と小泉の五年間

タレント、ニュースカスターの多くはルンペン・インテリゲンツィアだ。ルンペンの旧くからの定義は、資本の搾取と収奪で没落させられたさまざまな階級・階層からなる階級脱落者である。乞食、犯罪者集団はその典型だ。彼らは食っていくためなんでもする。支配階級の用心棒にもなれば、労働者階級の力が強い時には平氣の平座で近づいてくる。ルンペン階層は、これら喰いつめ者だけではない。ブルジョア階級、知識階層からの没落者、日本の敗戦なかりせばと復古に夢をたくす幽霊のような人びともいる。

資本主義の本質は変わらない。しかし、現象は変わった。新しい階級脱落者・ルンペン族が形づくられた。さまざまなタレント、ニュースキャスター族である。彼らに哲学、世界観はない。己の出演番組の視聴率をいかに上げるかだけだ。彼らは、したがって、いつでもチャンネルを切り換えられる器用な人間族だ。「事件」の背景を一つも考えず、「川に落ちた」犬を切り刻んで恥としない。昨日の英雄が今日犯罪者とされる。最近の例ではホリエモン、村上君に象徴される。

ルンペン族が政治家にも蔓延したのが小泉以降の特徴だ。政治家は己の主張と所属する党の基盤強化を一つのものとし政策を考える。小泉は「自民党をブツブツ」といい放ち、それに国民、自民党員が拍手喝采（かっさい）したことで総理・総裁になった。一九九〇年代以降の政治、経済、社会の閉塞状況にイライラ、不安と不満をつのらせていた国民に「一服の清涼剤」と映ったのだ。

その「清涼剤」が中曽根臨調行革会議、民間政治臨調（現21世紀臨調）、細川政治「改革」、橋本六次行革という一九八二年以降の総保守が唱え続けた総路線を、「構造改革」（官から民へ、中央から地方へ、改革なくして成長なし）との抽象的な言動で「反動」政治をさも「改革」政治であるかの風潮をつくったのだ。

小泉には自民への愛もなければ、国民への想いもない。あるのは「英霊」という過去である。「英霊」をよみがえらせたいとする復古主義である。にもかかわらず、五年間にわたり政治生命を保ち続けた。なぜか、彼は支配政党という枠の「外」に立ち、独占資本の利益をもっぱらとする政策を「改革」と称し、国民を扇動し続けたからだ。これはルンペン、つまり階級脱落者しかなしえない技だ。小泉はルンペン政治家として人気を博したのである。そして、それを支え続けたのが、テレビでドラ声を張り上げるルンペン・タレント族であった。

マスコミは、「第四の権力」と論評される。これはまちがいだ。マスコミは権力機関ではない。権力機関とは国家機構の中心をなす官僚機構、武装した軍隊、司法、警察である。現在のマスコミは、巨大マスメディアである新聞、月刊・週刊誌紙、そして今日では政府機関等のホームページが一体となって、国民を扇動し世論をつくる。権力に利用されているだけだ。彼らはそれを「おれが権力者を動かす」と錯覚し恥じることがないまでに墮落してしまった。右傾化の一つの背景である。

裁判傍聴、「国鉄まつり」にご参加を

国鉄闘争は昨年九月一五日の判決で新たな段階に入りました。原告団・共闘会議、そして支援・共闘・連帯する仲間の士気は高揚し、運動の輪も急速に広がりをみせています。

原告団のたたかいは多様です。まず、鉄建公団訴訟（東京高裁）第一回控訴審が十一月二〇日午後二時～四時、一〇一号大法廷で開かれます。

これと連動してたたかわれているのが鉄道運輸機構訴訟裁判です。こちらは東京地裁で十月四日（午後一時十分～五時）、十一月八日（同）、十二月十三日（同）と「個別立証」がおこなわれます。恒例の「国鉄労働者」〇四七人の解雇撤回をめざす「国鉄まつり」は十月二十九日におこなわれます。場所はこれまた恒例の「亀戸中央公園」で午前十時～十五時です。

裁判傍聴、そして団結まつりへの積極的な参加を心から呼びかけます。

学び 話し合い 方針を出す

―労働運動再生への道(下)―

悲惨 職場の実態

司会 ところで職場の実態はどうなんですか。

C 悲惨を絵に画いた状況だ。紙パ連合大会では委員長がこんな発言をしている。

「紙パ連合の昨年のもためでは一年間で五件の死亡事故が発生しており、仲間が悲しい犠牲となつている。その災害は一人作業で誰も見ていない時に起きている。職場が少数精鋭となり、余裕のない環境になつていのではないかと思う。せめて一人作業の居場所が確認できる対策はとっていただきたい」

これじゃ、「路上死」「孤独死」と変わらない。悲惨をとおりこした事態が進んでいる。ある私鉄の仲間はどの産業・企業でも同じだろう今の状況をこう報告してくれた。

「三次の合理化で減らしすぎた人員、同時進行で進められた外注化、責任施工、組織統合。職場の混乱は続き一人ひとりへの負担に、職場から逃げたい気持ちにもつながら、ストレス精神疾患をふやしている。外注化を丸ごと受けた元請け会社も限界に、子請け・孫請けに仕事を流し、工事の丸投げもみられる。故障や作業ミスはふえ、小さな故障は後まわしにされ、今までにない故障もみられるようになった。会社は職場の人手不足や請負業者の実態を知りながら、個人の問題に、個人の努力での克服を求めてくる。」

こうした実態は公務、教育職場も同じで市場化テスト、PFIなどに悲鳴が上がっている。その上に、公務・教育労働者には組合破壊、国家主義的管理強化の攻撃が重くのしかかっている。

「生産性向上」批判

司会 資本がまさに吸血鬼のように労働者の血を吸いつづけているのが現状だが、再生へのポイントはなにか。

A 私はまず「生産性三原則」が破綻したことに注目したい。生産性三原則、企業の支払い能力論を前提にして企業にいかにものをいっても、事態は改善されることはない。「骨太方針」なるものをみてよくはびっくりした。国際競争力強化の柱に「生産性の向上」が謳われるばかりか、「生産性向上型の五つの制度インフラ」として、①ヒト、②モノ③生産手段、④カネ⑤金融、⑥ワザ⑦技術革新、⑧チエ⑨集中・合併があげられている。資本の横暴はさらに強くなる。したがって、生産性向上とはなにかの論議を呼びかけたい。そのテキストとしてもっともおもしろいのが一九七八年に発行され、いま九十刷にもなるうとして『トヨタ生産方式』(大野耐一著、ダイヤモンド社)だ。資本のありようは今も昔も変わらないことを、この本は労働者と労働価値⑩利潤とはなにかを資本家流に整理している。とくに、JPS(郵政版トヨタ方式)で悲鳴を上げさせられている郵政関連労働者にとって、労働運動の原点を考え、

宣伝し、運動を発展させるテコとなるのではないか。

学習に工夫

B いろんな労働組合、活動家とつきあってきて、いつも不思議に思うことがある。昨日も民営化で悩む組合の仲間がニュースを送ってくれた。ニュースの九割は会社の合理化案のナマ資料だ。会社が何を考えているかを知るとは重要だ。現場は忙しいよね。自由な時間は少ないよね。その少ない自由な時間を会社資料を読むだけに費やしているのかということなんだ。

一つの資料を読み終えれば、次にまた新しい合理化がでてくる。またこれを読破する。方針をたてどうたかうかを考える時間を奪い取られてるんじゃないかと思うんだ。ここ改善する必要があるんじゃないか。私たちは十分にベテランでしょう。時間の使い方を工夫する必要がある。

C ぼくは三十年來新聞の切り抜き帳をつくってきた。九十項目くらいつくった。最初は切つて張る。そして必要な時に項目ごとに目を通す。そんな時期が約十五年つづいた。十五年もつづけていると全体が頭に入るよね。しだいに切り抜く項目を減らし、最低必要事項にしぼり込んだ。この時期が約五年。ここ十年は切り抜き帳はつくっていない。ノートに十項目の項目をつくり重要事項をメモし、その感想を書き記す。

この十年、小泉の登場いらい同じことのくり返しだよね。国鉄分割民営化時代にやられたことが、ほぼ同じかたちで自治体・公務員職場に、郵政職場でやられている。モデルは民間基幹産業だ。敵は同じことをさらに工夫しくり返しくり返してくる。わが方はいえれば歴史から教訓をくみとる訓練が不足しているから、「最初の一步」から始めてる。これじゃ残念だけど戦さにならん。だから、勉強の仕方ということにも工夫を加えたい。

活動家をつくる

D 地域ユニオン、少数組合が次つぎ立ち上げられ雄々しく、楽しく闘い続けていらつしやいますよね。彼らの当面する任務についてです。私は五つの仕事があると考えています。

第一は労働組合、労働運動の本来の姿を教宣、組織化、労働者個人々の権利を守り高める闘いの中で、組織されていると否とにかかわらずアピールすることです。今や国民の九〇%が労働者とその家族なのですから。

第二は企業組合と地域ユニオンの「二重加盟」が典型ですが、どうしても視野が狭くなりがちな労働者同士のふれあいで、いろんな層の労働者のことを知り、視野をひろめ、考える能力をつくることです。現代はインターネット検索で安直に知識を得られます。そんな知識はすぐに消えてなくなり、次の暴風雨にさらされることになりますから。

第三はとりわけ若者との連携です。ぼくらの若い時代と今の若者にちつとも違いありません。違いがあるとすれば、学校、地域はむろん会社では本当のことを教えてく

れないことです。彼らは幸せそうにしていますが、いつもイライラしています。会社では若者は、「あいつは会社反対派、近付くな」との労務管理が横行していますから、組合本体での働きかけはもろろんですが、地域ユニオンの活動の中で若者の気持ちを知り仲よくなることはたいへん重要だ。

第四は活動家、オルガナイザーづくりではないか。過日、ある地域の仲間が「欧米ではストライキが平気でやられているのに、日本ではなぜダメなのか」との視点で話してくれといわれた。フランス、イタリア、スペインだって組織率は日本よりも低い。労働組合員はアクティブ、アクティビスト(活動家)なんだよね。日本でいわれるような一般組合員じゃない。多くは自主申告で組合に加入し、組合費を払う。チェック・オフじゃないんだね。国鉄闘争、地域ユニオン、その他自主的な運動の中でもっとも重要なのが活動家、オルガナイザーづくりだと思う。

総体的にはこうして、今ある根拠地を守りぬき、新しい根拠地をつくる。それが私たちの課題だと思う。

A さらに会議・勉強会のあり方にも工夫が必要だ。終了後のアンケート調査でいつもメモられながら、実行できないのが、いつも自分たちの状況を報告し合うことで時間を費やし、これからどうしたらよいか、まで時間がたらず欲求不満で終わってしまうこと。私なんかも苦労しているんだけどね。

大きな状況、職場の実態はどこも共通なのだから、なにか一つ「これだけはやってみよう」という共通の行動・学習指針を打ち出すことが必要ではないか。

社会発展法則は生きている

C 最後にひとこと。今、社会科学の思想を学ぶ学習が私たち強く求められる。それは社会の発展法則だ。人類が地球上に存在するようになって、人間の集団が生まれ、いつの日か原始共同体の社会に発展した。原始共同体から奴隸制社会、封建社会を経て今日の資本主義社会にたどってきた。それが社会の発展法則です。近年のソ連邦を始めたとした社会主義社会の崩壊は、社会の発展法則が崩れたと肯定する意見があるが、それは誤りです。ソ連邦などの崩壊で社会主義がジ・エンドになった訳ではなく、生産力と生産関係の矛盾が社会発展法則であるという原則は生きている。大胆に社会主義を主張する時代に入ってるのじゃないか。

今日の市場原理(競争経済)が延々と続き、自民党政府は終わらなき発展を続ける訳じゃない。だからといって、どんなに矛盾があろうとも資本主義社会の自然崩壊はありません。法則に基づいた「戦略と戦術」を持った運動がなければ、社会の発展はありませんものね。職場、家庭、地域に根ざした運動が大切です。政治、経済状況、グローバルな情勢を含め反合研の全体学習と班学習の繰り返し、相互討論から社会の発展法則も身につけ、戦略も明らかに、当面の目標を定める戦術が生まれる。

私達の運動の背景には大衆の存在がある。今は眠らされている。しかし、世話役活動からの仲間との信頼、運動の取り組みからの仲間の支持など、日常活動が組織強化と拡大の基礎になる。大衆組織である労働組合の強化はとりもなおさず大衆と歩む改

良闘争です。労働者は、階級的視点に立ち、仲間の意思統一と大衆に依拠した改良闘争を前進させていかなければならないということではないか。現在は階級社会だもの。

◇ 読者からのおたより ◇

ジプシー労働体験中 暑かった気候も今年はこれまでなのでしようか。先日つたない手紙が「通信」の末尾を汚さずしてしまい恐縮に思います。現在ジプシー労働体験中です。筆を取る精神的ゆとりも体力もない自分に己自身が驚いています。労働組合のない企業の中での労働者の扱われ方、聞いた事のない労働条件、街かどに反乱するパート、アルバイト募集の雑誌ながら五〇歳、五五歳、五八歳、六〇歳、高齢化するほど職は細く六〇歳を超えると「無」に等しいのが現状です。状況報告は精神的、肉体的、物理的時が生じた時に話出来ればと思います。(山形・Y)

編集部より ぜひ状況ご報告を！ 首長くして待っています。ご健康を祈る。

国労闘争団支援！8・7十勝報告会 国労闘争団支援！8・7十勝報告会が八月七日、帯広地区労働者会館で開かれ約五十名が参加した。報告会では、十勝から中央集会への代表派遣や議会意見書採択の取り組みなど確認した。主催の平和運動フォーラム十勝ブロック協議会・斉藤克己議長は「納得できる勝利の日まで闘争団・原告団の闘いを全面支援しよう」とあいさつした。共催の十勝連帯する会共同代表・斉藤道俊弁護士は「判決は不当労働行為を認めたが、解雇無効を退けたのは不可解。中曽根発言は労働運動つぶし平和運動つぶしだ。負けるわけにいかない」と強調した。十勝連帯する会・佐野周二事務局次長が情勢報告。帯広闘争団・馬淵茂団長は、国労全国大会での「新たな訴訟」や控訴審の動きを報告し支持を訴えた。(帯広・S)

鹿島市にもキナ臭い条例 一昨年成立した有事関連法によって鹿島市(佐賀県)ではこの六月議会に「鹿島市国民保護協議会の設置」と「同対策本部及び緊急対処事態対策本部設置」に関する条例案が提案され、賛成多数で可決。米国のブッシュ政権による世界戦略再編成と軌を一にする同法の新設に伴うもので、わが国の軍事体制下におけるかつての「隣組」を向わせるキナ臭い条例が戦後初めて制定されたことになる。懸念の質疑に対して執行部は、「一万が一に備えた救援、避難等に備えるもので、法律で今年度中の条例制定が義務付けられたもの」と、本質論に対する答弁は行わず、ことさら法律事項であることに終始するに留まった。今後は地方行政機関職員、自衛隊員、県職員、助役、教育長、消防長、学識経験者等から人選された協議会が設置され、保護計画が策定される。保護計画作りは外注(先例で高額では一千万円弱と言うところも)もあると聞く。(谷口 良隆)

編集部より 有事法制は戦争法。従って、戦争に備えるもの。どこも同じということになります。**年金では生活維持が精一杯** 降り続いた雨もようやくやくなり、太陽が顔を出し、一気に暑くなりました。貴兄の健筆と社会通信、小生の活動の糧として、愛読させていただいてきました。年金支給額が三年前の支給開始時二百十万円、去年二百万、本年百九十九万となりました。所得税、県、市民税、健康保険料の引き上げの結果です。去年十月、父親が亡くなるまでは二人の年金で日々の生活をなしていました。現在は、小生の年金と退職金を切り崩して、なんとか日々を過ごすのが現実です。活動も続けたいのですが、国鉄闘争などに限定せざるうえず、今までのように多くの活動に参加できなくなりました。貴兄のご健康と社会通信誌のご発展を願っています。(しが・N)

編集部より 私たちの周りにOBがふえつつづけています。年金の議論ばかり。こんなに詳しくご報告いただいたのは、はじめてです。

地域医療を守る 今回の一般質問では、町立病院活性化への想いから地域医療の在り方を追及し、患者の立場の視点でこの問題を取り上げてみた。地域医療を守るために最低限の診療基準を維持することはもちろんのこと、その一方で患者として足の運びやすい・受診しやすい医療環境が望まれる。旭川や札幌など町外の病院をたより、交通費をかけてでもよりよい医療を求める声を最近よく耳にする。このまちに住む住民と地域のためにある町立病院。過疎のまちのとつての存在意義など、当たり前前のごを見失ってははいないか。

(北海道 上川町・安倍逸雄)

編集部より 過疎と過密、都市と農村の対立は資本主義にとつて「当たり前」のこと。「新しい」社会をつくることなしには根本的な解決は不可能ですが、日々の活動で少しでも改善させること、力を意志を思想をつくりまします。